平成２６年（フ）第４６号
熊本県葦北郡芦北町大字湯浦３番地1107
債務者　椎葉クラリータこと　シイバ　クラリータ　レイエス
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月10日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第３９３号
栃木県宇都宮市屋板町298番地８
債務者　野澤　英子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４１２号
栃木県宇都宮市東岡本町743番地149、前住所栃木県宇都宮市鶴田町1958番地12
債務者　篠崎　幸良
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３８５号
横浜市栄区鍛治ケ谷１丁目19番24号　コックスウェインズ本郷台Ｄ―102
債務者　松崎　則洋
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１２０号
群馬県太田市新田木崎町1719番地
破産者　有限会社かやま商店
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第４６３６号
大阪市福島区野田１丁目１番86号
破産者　株式会社中徳商店
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２１３号
大阪府東大阪市近江堂３丁目14番15号
破産者　株式会社サイカ
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８１７号
大阪府南河内郡河南町大宝１丁目32―11
破産者　邦光造園株式会社
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３８２号
兵庫県三木市志染町東自由が丘１丁目427番地
破産者　株式会社三木金物戸田
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０７号
愛知県丹羽郡大口町秋田４丁目34番地
破産者　株式会社三翔
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３０９号
愛知県高浜市向山町６丁目５番地49
破産者　有限会社ニコニコ住宅
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成１７年（フ）第１７４号
三重県津市一身田中野120番地１　コーポサンシャイン102号、破産手続開始時の住所三重県津市高野尾町1614番地２
破産者　猪股　　正
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５６号
三重県津市美杉町竹原3584番地
破産者　髙　　幸
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７６号
滋賀県甲賀市信楽町長野1301番地１
破産者　株式会社オクダ
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０８号
兵庫県尼崎市名神町２丁目15番４号
破産者　株式会社いしだや
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２号
香川県坂出市林田町1959番地４
破産者　髙木　和俊
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１３６号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目28番３―1008号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市田上５丁目32番31号　ゴールデンハイツ田上110号
破産者　徳永　泰治
1　破産債権の届出期間　平成26年10月２日まで
2　一般調査期日　平成26年11月13日午後１時10分
平成26年９月11日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５０号
群馬県太田市東矢島町1101―１　パナハイツ大谷Ｂ201、住民票上の住所群馬県桐生市黒保根町下田沢1547番地
破産者　こかげＣＨＡ―ＹＡ　ｓｌｏｗ　ｔｉｍｅこと　新井　宏幸
1　破産債権の届出期間　平成26年10月10日まで
2　一般調査期日　平成26年10月20日午後４時
平成26年９月12日　前橋地方裁判所太田支部